

平成 31 年(2019 年)3 月 9 日

第 2 学年保護者様

明石市立明石商業高等学校
校 長 楠田 俊夫
第 2 学年主任 北芝 洋一

第 3 学年校納金の徴収について

早春の候、皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 2 学年もあとわずかとなり、4 月には第 3 学年へと進級します。

つきましては、新年度における諸費用を下記のとおり口座引き落としにより徴収させていただきます。何卒ご理解・ご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、卒業アルバム費用は、学年費より支出させて頂き、2 学年時まで集めさせて頂きました修学旅行積立金残額は、学年費に振替え卒業時に返金させていただきます。

月	学年費	PTA 会費	同窓会費	生徒会費	特活会費	合計
4	—	4,200	4,800	9,600	6,600	25,200
5	10,000	—	—	—	—	10,000
6	10,000	—	—	—	—	10,000
7	10,000	—	—	—	—	10,000
計	30,000	4,200	4,800	9,600	6,600	55,200

「校納金」については、減免制度はありません。

(連絡)

振込手数料に関しましては保護者様より口座振替時に徴収させていただきます。

三井住友銀行・みなの銀行(増税により、変更の可能性あり)・・・54円

あかし農業協同組合(増税により、変更の可能性あり)・・・43円

※ 引き落とし基準日は毎月 5 日・20 日になります。休日の場合は翌営業日が引き落とし日になります。

※ 分納のご相談をされている場合でも、口座に振替金以上の預金が残っていれば、引き落とされますので、ご注意ください。